

## 他事業と連携して進めるべき路線の整備

- ✓ 高い整備効果を早期に発現することをめざし、他のプロジェクトと連携して進めることが事業進捗上有利である、または、先送りすることの影響が大きく他事業の進捗に合わせる必要がある路線について、重点的に整備しています。

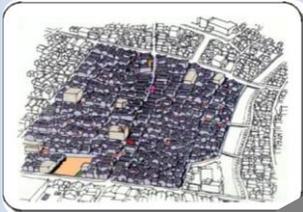
### 【関連する他事業の例】

#### ■ 住宅市街地の整備に合わせた都市計画道路の整備

中心市街地等の既成市街地における、民間老朽住宅の建替え・共同化を進めるとともに、道路・広場などの公共施設の整備と、それに伴う従前居住者用住宅を建設する事業に合わせて、都市計画道路の整備を進めています。

事例) 生野南部地区事業に合わせた河堀口舍利寺線  
(p.8 表2.番号⑫)

密集住宅市街地



地区内の公共施設の整備

老朽建築物の除却・建替え

事業に関連する  
公共施設の整備  
(道路・都市公園・河川等)



受け皿住宅の整備 防災街区整備事業

(出典:国土交通省ホームページ「住宅市街地総合整備事業」)

#### ■ 連続立体交差事業に合わせた都市計画道路の整備

連続立体交差事業と合わせ、鉄道沿いに側道(都市計画道路)を整備することで、良好な環境の保全や地域の利便性、防災性等が向上します。

事例) 阪急連立事業の  
整備に合わせた  
付属街路  
(p.8 表2.番号⑩)

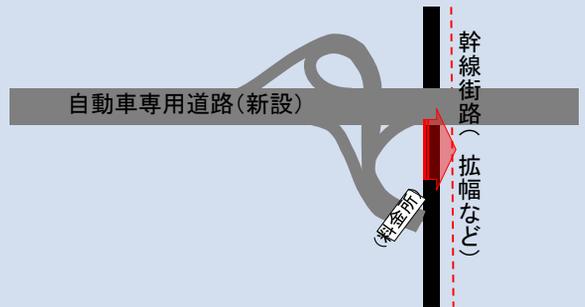


(整備事例:南海本線(萩之茶屋・玉出間)連続立体交差事業)

#### ■ 自動車専用道路の整備と合わせた都市計画道路の整備

自動車専用道路が接続する路線の整備を行うことで一体となって交通の円滑化等の整備効果を高めます。

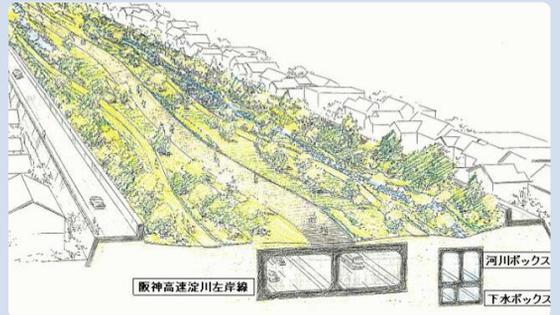
事例) 淀川左岸線の整備と合わせた淀川南岸線  
(p.8 表2.番号⑪)



#### ■ 複数の事業主体で共同実施する事業における都市計画道路の整備

事例) 正蓮寺川総合整備事業における  
正蓮寺川歩行者専用道 (p.8 表2.路線番号⑬)

阪神高速道路(株)、大阪府、大阪市の三者が主体となり、正蓮寺川を陸地化し、河川ボックスや下水ボックス、高速道路(淀川左岸線)を地下に整備、さらに高速道路の整備に伴い創出される上部空間を利用し、地域の災害時の避難空間の確保や生活の安全性、快適性の向上をはかるための公園と歩行者専用道(都市計画道路)の整備を進めています。



(出典:大阪府ホームページ)

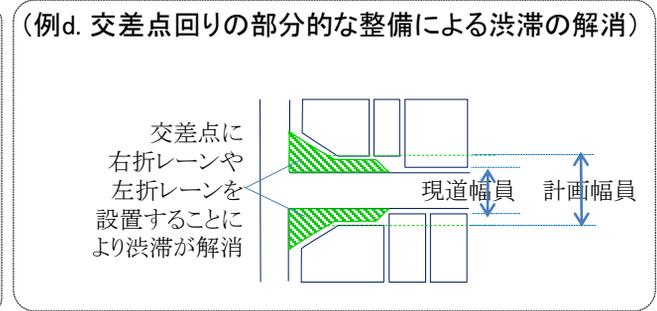
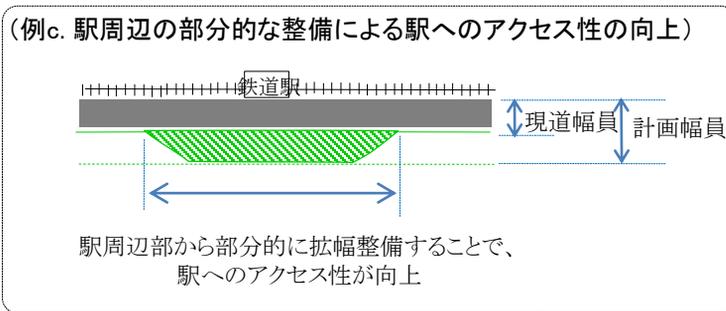
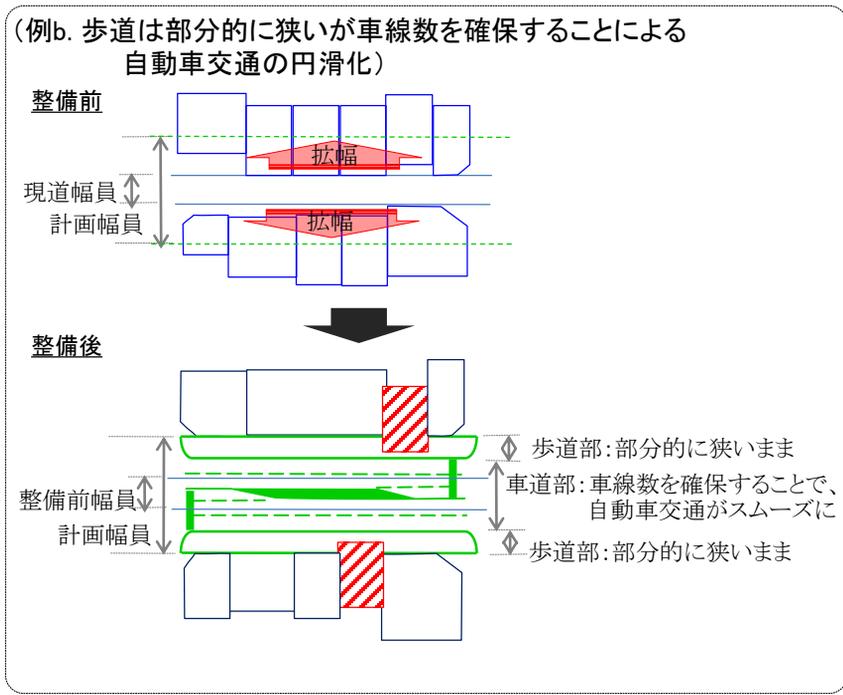
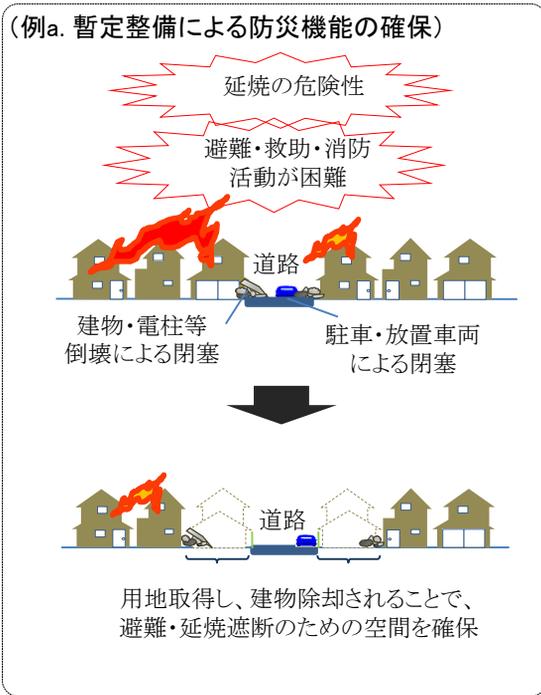
その他の路線においても、用地取得率が高く、整備効果の早期発現が見込める路線について、重点的に事業を実施しています(重点整備路線:p.8 表2.路線番号①②⑬⑭⑮⑯)

○ さらに、着実な地域課題の解決や整備効果の早期発現をめざして、「段階的整備」(p.15参照)にも取り組み、「概成」させていきます。

# 「段階的整備」と「概成」とは・・・

- 「段階的整備」
- 「暫定整備」 計画幅員までは完成していないが、自動車交通の処理が可能な車線数を有する、または、防災機能(避難、延焼遮断)の相当程度の発現が期待できるなどの概ねの機能を満足する段階まで行う、暫定的な整備。 (下記 例a、b 参照)
  - 「部分的整備」 計画区間の全体ではなく、一定の整備効果が発現すると見込まれる区間にしぼり、先行的に行う、部分的な整備。 (下記 例c、d 参照)

「概成」  
 : 「段階的整備」を実施し、都市計画道路の概ねの機能を果たしうる段階まで整備が完成した状態を「概成」といいます。



### 3-2-2. 未着手の都市計画道路の整備の進め方(案)

- 今後おおむね30年程度での事業着手をめざします。
  - 当面の10年間は、事業中路線の進捗を優先するため、限定した路線数となりますが、整備の優先度が高く先行的に事業着手する必要がある区間を次の考え方によって選定し、必要な財源の確保に取り組みながら事業着手をめざします。
  - 整備の優先度については、各路線を整備することにより得られる様々な効果についての評価を行います。その際には、平成27年10月に実施しました、市民のみなさまが道路に求める役割や機能に関するアンケート※でのご意見を反映します。

(※ 市政モニターアンケート「大阪市の道路等に関するアンケート」  
<http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000334791.html> )

事業中の路線同様、密集住宅市街地の防災骨格形成に資する路線や、他のプロジェクトと進捗を合わせて実施すべき路線は、優先度が高いものとします。
- これらと、事業中路線を含めた整備状況および投資事業費等を総合的に評価し、事業着手へ向け取り組む路線を限定的に選定します。

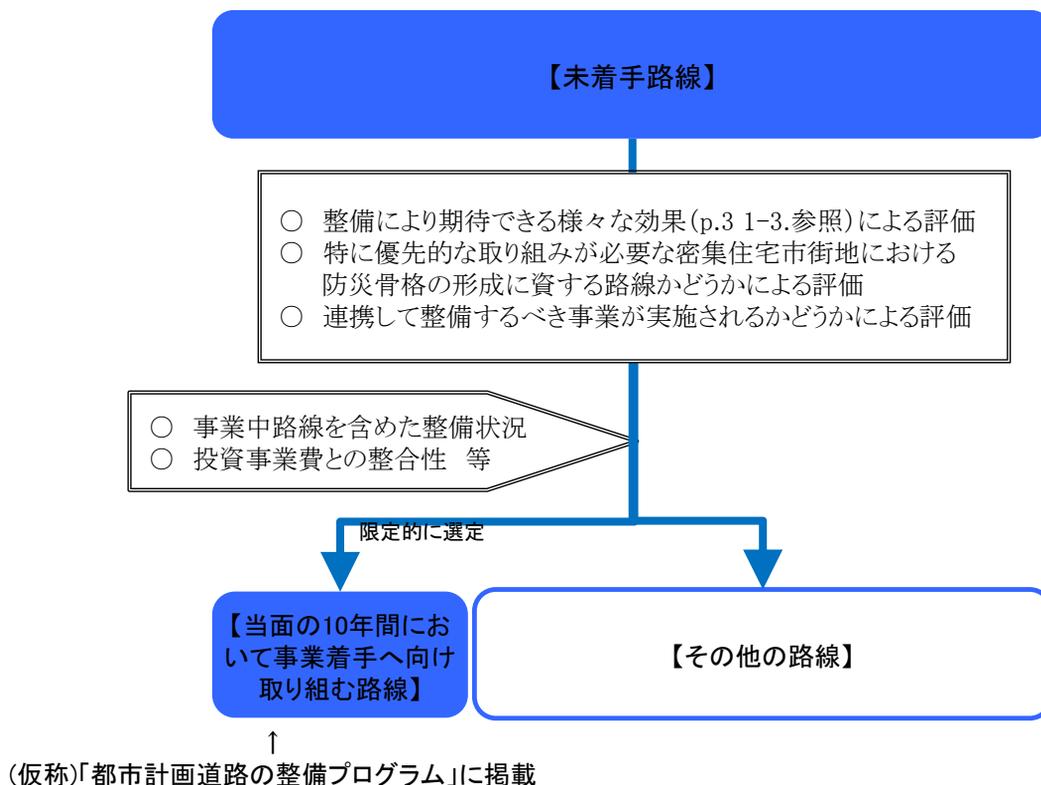


図7. 当面の10年間に於いて事業着手へ向け取り組む路線の選定の考え方(案)

- さらに、事業着手にあたっては、「段階的整備」(p.15参照)の取り組みを行うことで、地域課題の解決や整備効果の早期発現をめざします。

## 第4章 今後の進め方

### 4-1. (仮称)「都市計画道路の整備プログラム」策定までの手順

- 基本的考え方(案)に対するみなさまからのご意見をふまえ確定した、基本的考え方を、ご意見の概要と本市の考え方とあわせて、平成28年6月頃公表します。
- 基本的考え方にもとづき、事業中路線の進捗状況や、事業着手へ向け取り組むべき路線等の検討を行い、平成28年度上半期に、(仮称)「都市計画道路の整備プログラム」を策定し、公表する予定です。

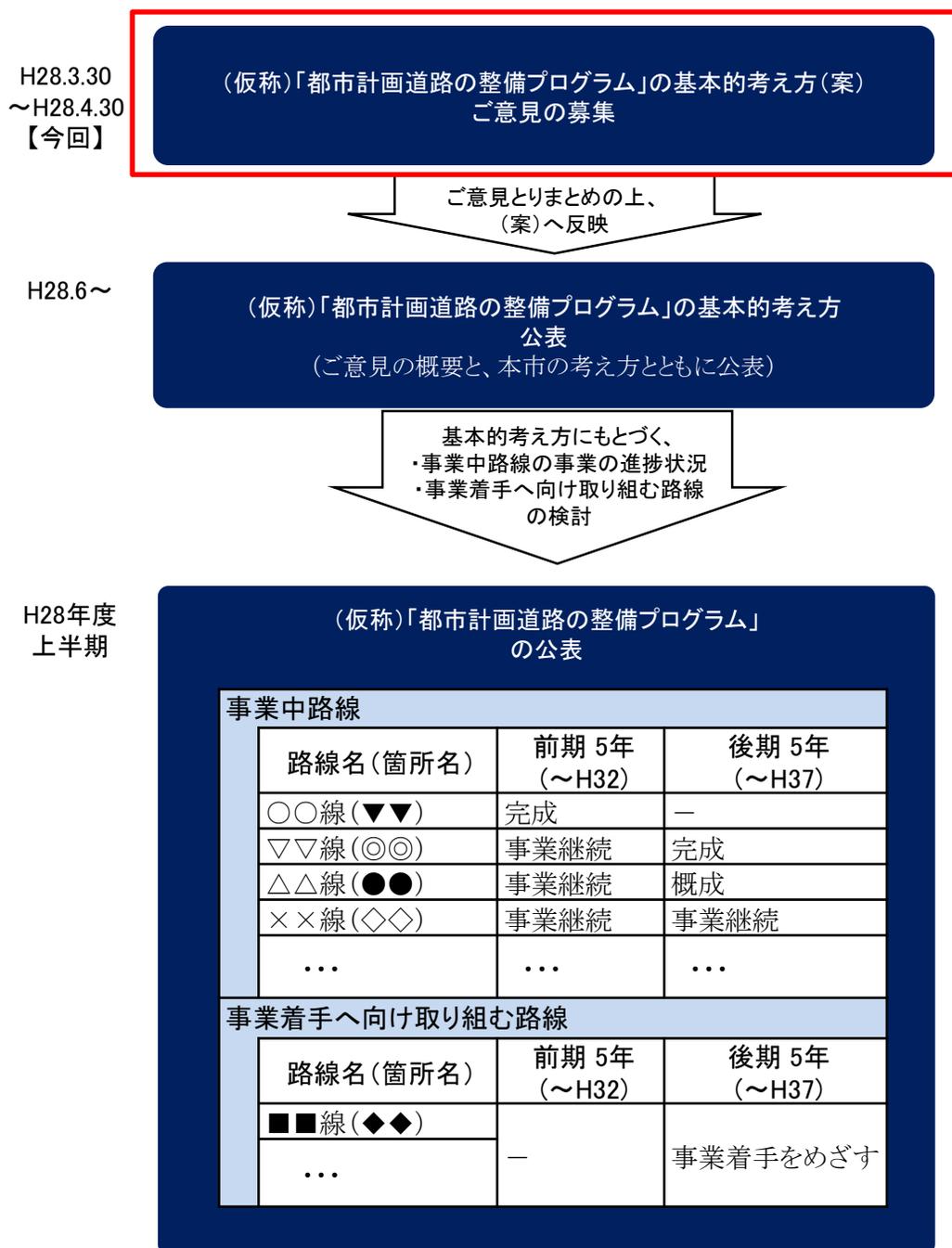


図8. (仮称)「都市計画道路の整備プログラム」策定の手順

## 4-2. (仮称)「都市計画道路の整備プログラム」公表後の取り組み

- (仮称)「都市計画道路の整備プログラム」の公表後は、事業中路線の着実な整備を推進するとともに、必要な財源の確保に取り組みながら事業着手をめざし、より一層、効果的で効率的な都市計画道路の整備に努めます。
- また、公表後5年を目途に検証を行い、必要に応じて見直しを行いながら、最新の情報とします。
- その際には、大阪市の都市計画道路整備に関する財政状況や、社会経済情勢の変化、関連事業の状況、事業中路線の進捗などをふまえ、変更する可能性があります。